

## 地域包括支援センターの評価について

### 1 評価の目的

地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを加速させることを目的として、組織・運営体制及び業務の状況等を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図ることを目的とします。

平成29年介護保険法改正により、平成30年から市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされ、これまでの努力義務とされてきた評価が義務化されました。

令和6年度（評価期間：令和5年度）、国が策定した全国統一の評価指標を用いて事業評価を行いました。

事業評価の結果を比較検討するとともに、地域包括支援センター運営協議会との連携により、点検・評価を適切に行っていくことで、中長期的な観点からも一定の運営水準を確保することが期待できます。当市は、地域包括支援センター運営協議会は介護福祉推進協議会がこれを兼ねる（介護福祉総合条例施行規則第432条）と規定しているため、委員の皆さまからご意見をいただくものです。

### 2 地域包括支援センターの人員配置等

名称	受託法人
第1地域包括支援センター	社会福祉法人 社会福祉協議会
第2地域包括支援センター平成園	社会福祉法人 平成会
第3地域包括支援センター	医療法人社団 協友会

名称	保健師 (看護師)	社会福祉士	主任 ケアマネジャー	ケアマネジャー	合計
第1地域包括支援センター	1名	2名	1名	1名	5名
第2地域包括支援センター平成園	1名	3名	1名	0名	5名
第3地域包括支援センター	2名	1名	1名	0名	4名

※1 保健師・看護師については、すべての包括で経験のある看護師を配置

※2 各包括の人員配置は令和7年1月時点の実数

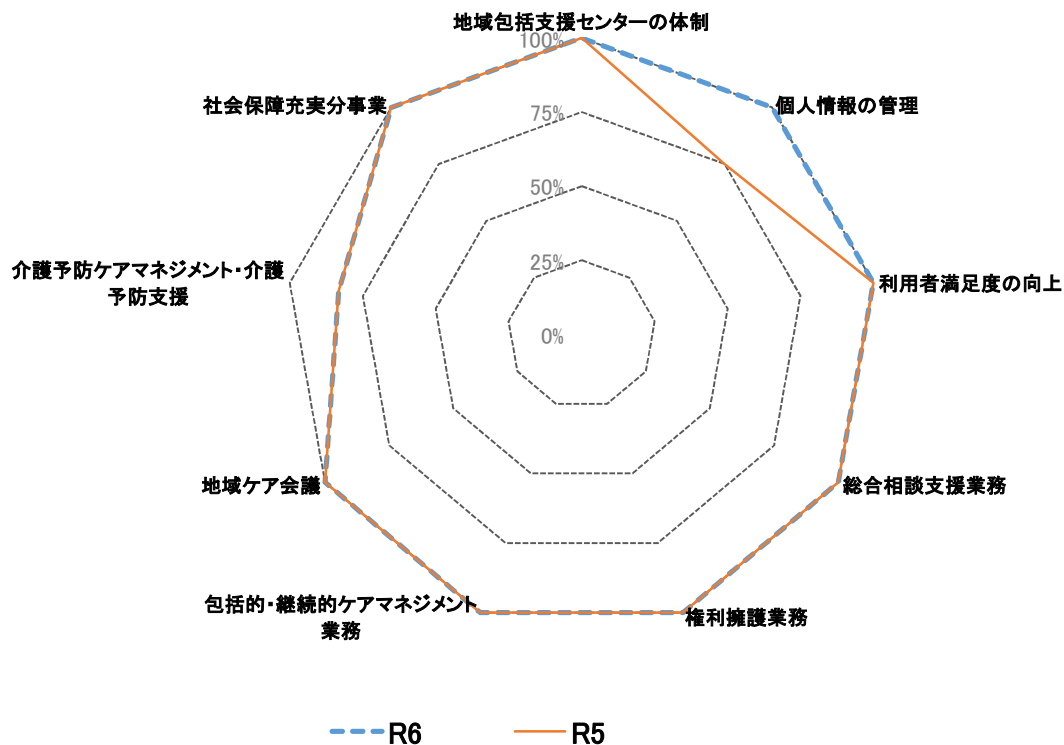
### 3 各日常生活圏域の高齢者数

	R4	R5	R6	R7
第1日常生活圏域	5,817人	5,855人	5,903人	5,996人
第2日常生活圏域	6,261人	6,489人	6,497人	6,650人
第3日常生活圏域	5,165人	5,271人	5,348人	5,185人

※1 住民基本台帳人口（各4月1日現在）

※2 令和7年は推計

#### 4 吉川市の事業評価について



評価項目	評価指標数	R6		R5	
		達成指標数	達成割合	達成指標数	達成割合
地域包括支援センターの体制	10	10	100.0%	10	100.0%
個人情報の管理	4	4	100.0%	3	75.0%
利用者満足度の向上	4	4	100.0%	4	100.0%
総合相談支援業務	7	7	100.0%	7	100.0%
権利擁護業務	5	5	100.0%	5	100.0%
包括的・継続的ケアマネジメント業務	6	6	100.0%	6	100.0%
地域ケア会議	11	11	100.0%	11	100.0%
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	6	5	83.3%	5	83.3%
社会保障充実分事業	4	4	100.0%	4	100.0%

(1) 地域包括支援センターの体制

	評価	指標	内容
1	○	<p><b>【運営指針の策定・周知】</b></p> <p>地域包括支援センターに対して、年度の運営指針を示しているか。</p>	毎年度、運営指針を示している。
2	○	<p><b>【事業計画策定に係る協議】</b></p> <p>地域包括支援センターに対して、年度の運営指針を示しているか。</p>	センター運営方針を年度末に、各包括に対して市から説明し、次年度の事業計画策定を行っている。
3	○	<p><b>【市・包括の連絡会の定期開催】</b></p> <p>地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みがあるか。</p>	月1回、連絡会議を開催し、情報共有・協議を実施している。
4	○	<p><b>【担当圏域の情報提供】</b></p> <p>担当圏域の情報の提供 (3つ以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当圏域の高齢者人口</li> <li>・担当圏域の高齢者のみの世帯数</li> <li>・アンケート調査等の提供</li> <li>・要介護認定者数やサービス利用状況等</li> <li>・地域の関係団体の情報</li> <li>・地域の社会資源に関する情報</li> <li>・その他ニーズ把握に必要な情報</li> </ul>	毎年度に各包括に対して、 ①担当圏域の高齢者人口 ②担当圏域の高齢者の世帯数を情報提供している。 そのほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、医療・介護情報提供システムにより資源等の情報提供を実施している。
5	○	<p><b>【3職種配置の記載】</b></p> <p>地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか（委託契約等で示しているか）。</p>	委託契約書、運営指針において示している。
6	○	<p><b>【3職種一人当たりの高齢数】</b></p> <p>地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の第1号被保険者／センターの人員）の状況が1,500人以下</p>	4,170人(R6.4.1現在)  (基準4,500人)
7	○	<p><b>【センター職員向け研修計画の策定】</b></p> <p>センター職員向けの研修計画を策定しているか。</p>	県主催の介護予防ケアマネジメント、自立支援型ケアマネジメント、認知症施策など関連事業に係る研修を受講している。

8	○	<b>【休日・夜間の緊急連絡先】</b> 平日以外の緊急連絡先を設けているか。	緊急の場合は、市（長寿支援課）に連絡が入り、必要に応じて各包括支援センターに連絡を入れる。
9	○	<b>【包括の周知】</b> 地域包括支援センターの周知を実施しているか。	ホームページ、チラシ、介護保険のしおりなどで周知している。
10	○	<b>【センターの事業内容・運営状況の周知】</b> 介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	市ホームページにおいて周知している。

## (2) 個人情報の管理

	評価	指標	内容
1	○	個人情報保護に関するマニュアルの提示・整備	個人情報の取り扱いは、運営方針及び契約書により提示している。
2	○	個人情報漏洩の場合の対応	個人情報の取り扱いは、運営方針及び契約書により提示している。
3	○	個人情報保護に関する責任者の配置	各包括管理者が責任者として配置されている。
4	○	個人情報の持出・開示時の管理簿の記載	個人情報の取り扱いは、管理簿を作成し、該当資料の持ち出しを明確にしている。

## (3) 利用者満足度の向上

	評価	指標	内容
1	○	苦情対応の方針の提示	運営指針において苦情対応の方針を示し、各包括においてマニュアルを策定している。
2	○	苦情対応の記録	各包括は苦情対応責任者を配置している。
3	○	苦情対応の報告・協議	苦情対応の報告については、運営方針及び契約に基づき行われている。
4	○	相談者のプライバシー確保	各包括ともに相談者のプライバシー確保のために相談スペースを設けるなど環境整備を行っている。

(4) 総合相談支援業務

	評価	指標	内容
1	○	関係団体（民生委員等）の会議への定例的な参加	各包括では定期開催される民生委員・児童委員の連絡会議に参加している。
2	○	地域の関係機関・関係者のリスト化	各包括では関係機関・関係者をリスト化し、定期的に更新している。
3	○	相談事例の終結条件の設定	市・地域包括支援センターで検討会議を開催し、事案の終結を協議して決定している。
4	○	相談事例の分類方法の設定	相談事例は、実績報告において類型ごとに分類している。
5	○	<b>【相談件数の把握】</b> 管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、件数を把握しているか。	各地域包括支援センターの相談件数を月次の実績報告により把握している。
6	○	包括からの相談支援要請への対応	困難事例などの対応は、必要に応じて包括と市で連携して解決にあたっている。
7	○	家族介護者からの相談件数の把握	相談件数については、各包括から市へ毎月報告を行っている。

(5) 権利擁護業務

	評価	指標	内容
1	○	成年後見制度の市長申立て判断基準の共有	書面での判断基準は整えていない。事例の状況に応じて国の基準に基づいて判断している。
2	○	高齢者虐待事例の共有	高齢者虐待事例は、定期的に会議を開催し、情報共有を図っている。
3	○	高齢者虐待事例の対応検討	高齢者虐待事例は、定期的に会議を開催し対応策の検討を行っている。
4	○	消費生活相談窓口及び警察との連携	消費生活相談窓口及び警察とは、要援護者見守りネットワークを構築するなかで連携を図っている。
5	○	消費者被害情報の民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等との連携	消費者被害担当課から要援護者見守りネットワークを通じて民生委員等の関係者に情報提供を行っている。

(6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	評価	指標	内容
1	○	担当圏域の居宅介護支援事業所のデータ把握	居宅介護支援事業所のデータについては、各包括ともに把握し、情報更新を図っている。
2	○	<b>【研修計画の策定】</b> 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	地域包括支援センターが主催して月1回、介護支援専門員を対象にした研修を実施している。
3	○	<b>【意見交換の場の設置】</b> 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	地域包括支援センターが主催して月1回、介護支援専門員を対象にケアマネサロンを実施するなかで、関係機関との意見交換などを実施している。
4	○	地域ケア会議や事例検討会実施のための包括向け研修会の開催	自立支援型ケアマネジメント会議を実施し、各包括のスキル向上に努めている。
5	○	介護支援専門員のニーズに対応した意見交換会の開催	毎月、介護支援専門員向けのサロンを開催し、意見交換を図っている。
6	○	介護予防・自立支援に関する意識共有のための市民向け出前講座の実施	まちづくり出前講座にて介護予防や地域包括支援センターの役割、業務に係る講座を実施している。

(7) 地域ケア会議

	評価	指標	内容
		<b>【開催計画の策定】</b>	
1	○	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	計画を策定し、必要な事項を盛り込んだものを示している。
2	○	地域ケア会議（個別ケア会議・地域ケア推進会議）の開催計画の関係者への周知	関係者に対し、ケア倶楽部等で周知をしている。
3	○	地域ケア会議運営方法の周知	引き続き、地域ケア会議の運営方法等について、地域包括支援センターと共有を図っていく。
4	○	地域ケア会議の参加・個別ケースの検討実施	地域ケア会議には、担当圏域ごとに職員が出席しており、個別ケースを地域ケア会議で検討している。
		<b>【自立支援・重度化防止の個別事例検討】</b>	
5	○	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	年3回程度、医療職、福祉職など専門職の出席のもと、自立支援型ケアマネジメント会議を開催している。
6	○	地域ケア会議における個人情報取扱方針の策定と共有	市と包括で協議し、地域ケア会議における個人情報の取扱を定めている。
7	○	議事録の作成と関係者間の共有	市主催及び包括主催の地域ケア会議の議事録を作成し、関係者に対して情報提供を行っている。
		<b>【個別検討事例のモニタリング】</b>	
8	○	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ、実行している。	R2年度より市主催の自立支援型ケアマネジメント会議において、個別事例のモニタリングを実施している。包括主催の地域ケア会議においては引き続きモニタリングを実施していく。
		<b>【生活援助プランの検討体制】</b>	
9	○	生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助ケアプラン）の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。	市職員を構成員とする会議を設置し、ケアプラン点検を実施している。
10	○	地域課題を検討する地域ケア会議への参加・検討	地域ケア会議において、地域課題の検討を行っている。また、会議に市職員も出席し、検討に加わっている。
11	○	地域ケア会議結果の公表	市ホームページ等で公表している。

(8) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	評価	指標	内容
1	○	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針の策定・周知	基本方針を策定し、周知している。
2	○	ケアマネジャー等に対する多様な地域資源情報の提供	市で導入、運用している医療・介護情報提供システムにおいて、地域型介護予防教室やサロンなどの情報について提供している。
3	×	利用者のセルフマネジメントを推進するため介護予防手帳などの支援ツールの作成・周知	希望があれば適時個別に対応しているため、現段階では支援ツールが必要な状況でない。
4	○	介護予防ケアマネジメント等の委託の公平性・中立性確保のための指針の作成・周知	居宅介護支援事業所への委託の実態を踏まえ、引き続き周知していく。
5	○	介護予防ケアマネジメント等を委託した場合の記録及び進行管理	各包括において適正に管理されている。
6	○	介護予防ケアマネジメント等の人員体制と実施件数の把握	毎月、実績報告により把握している。

(9) 社会保障充実事業

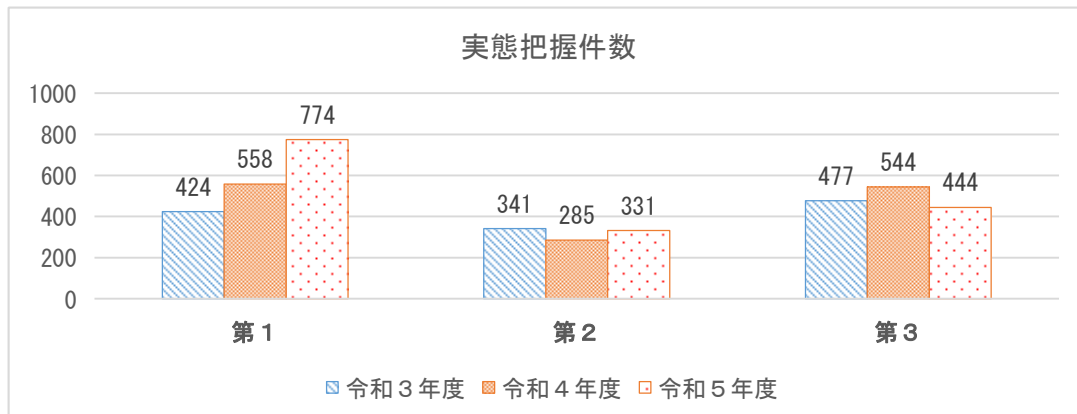
	評価	指標	内容
1	○	医療機関と各包括合同の事例検討会の開催	(7) 5の地域ケア会議の個別事例の検討と合わせて実施している。
2	○	在宅医療サポートセンターと包括支援センターとの連携	必要に応じて包括連絡会議において、サポートセンターが出席し、協議・連携を図っている。
3	○	認知症初期集中支援チームとの連携	チーム員会議に関係包括職員が出席し、連携を図っている。
4	○	生活支援コーディネーター・協議体との連携	協議体には各包括も参加し、連携を図っている。

## 地域包括支援センターの運営状況について

【実態把握数】

単位：件

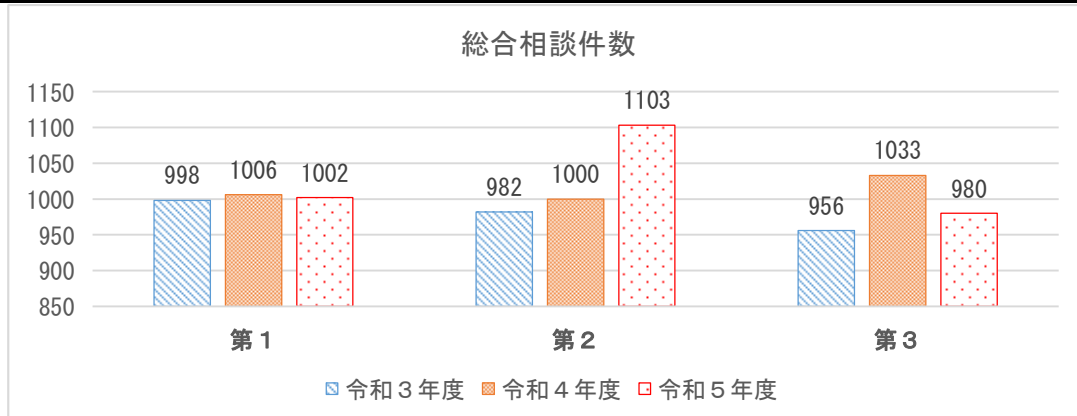
	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	424	341	477	1242
令和 4 年度	558	285	544	1521
令和 5 年度	774	331	444	1549



【総合相談の件数】

単位：件

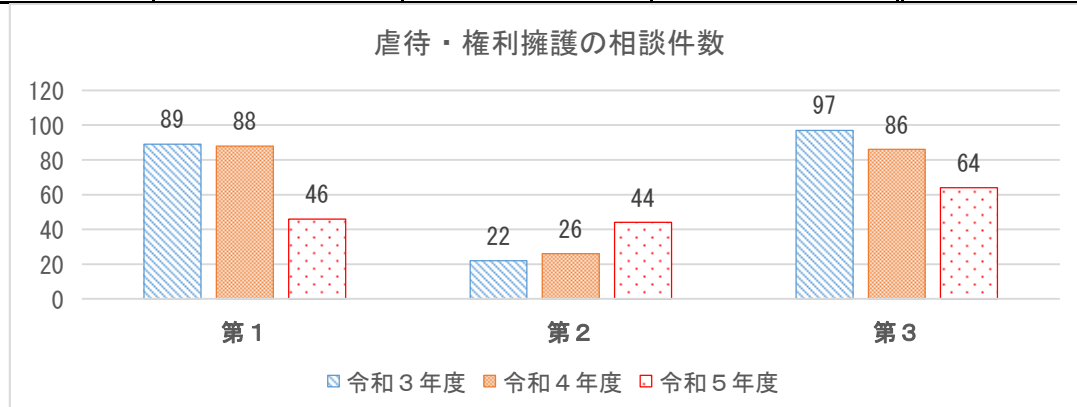
	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	998	982	956	2936
令和 4 年度	1006	1000	1033	3039
令和 5 年度	1002	1103	980	3085



【虐待・権利擁護の相談件数】

単位：件

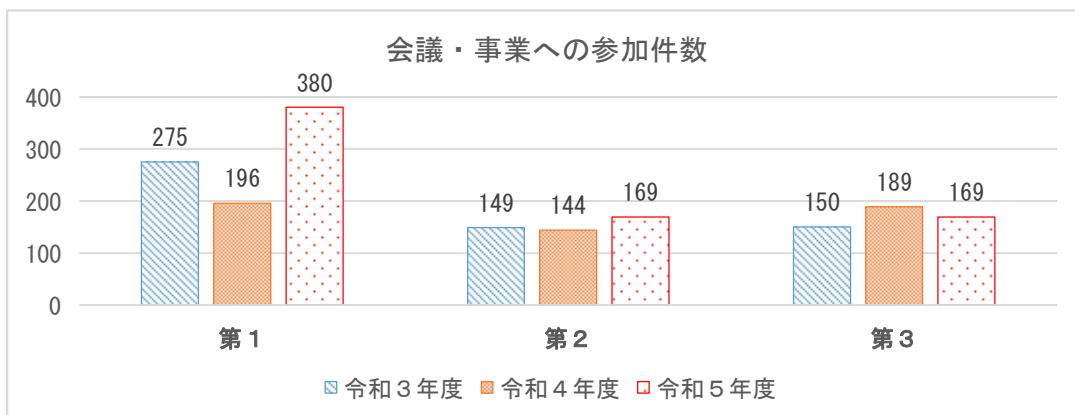
	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	89	22	97	208
令和 4 年度	88	26	86	200
令和 5 年度	46	44	64	154



【会議・事業等への参加】

単位:件

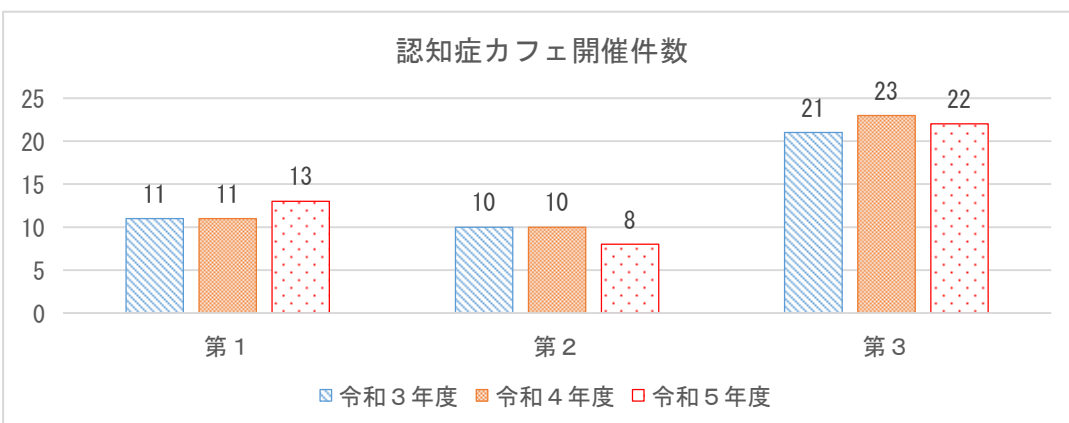
	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	275	149	150	574
令和 4 年度	196	144	189	529
令和 5 年度	380	169	169	718



【認知症カフェ】

単位:回

	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	11	10	21	42
令和 4 年度	11	10	23	44
令和 5 年度	13	8	22	43



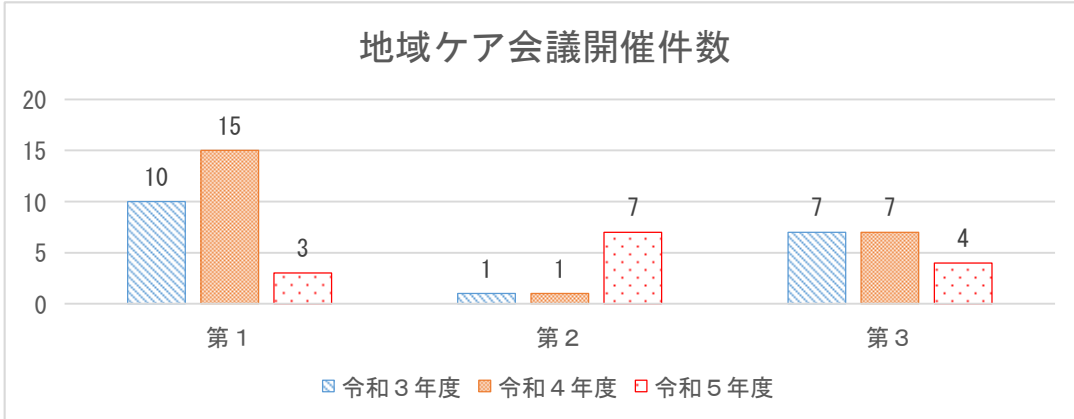
※オレンジカフェ開催拠点(各年度末時点)

	第 1	第 2	第 3
R3	社会福祉協議会	中央公民館	平沼地区公民館
			ウェルシア薬局
R4	社会福祉協議会	中央公民館	平沼地区公民館
			ウェルシア薬局
R5	社会福祉協議会	中央公民館	平沼地区公民館
			ウェルシア薬局

【地域ケア会議】

単位：回

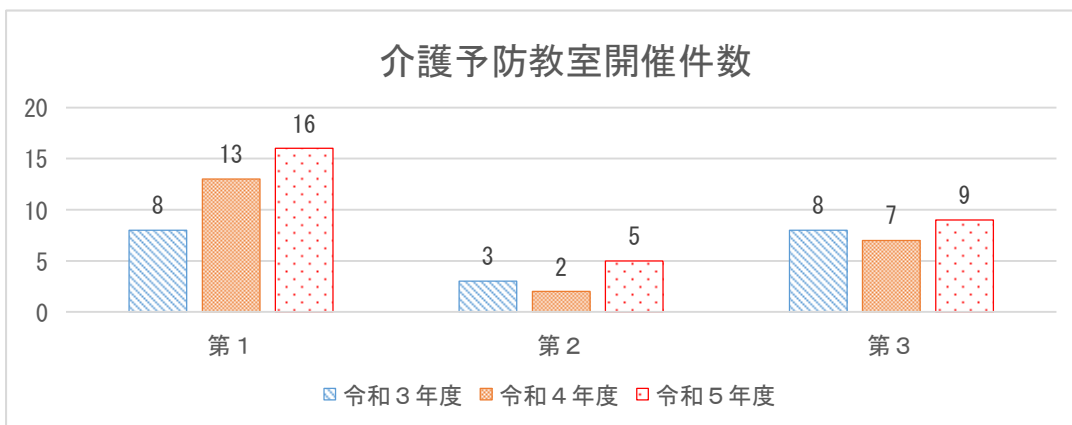
	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	10	1	7	18
令和 4 年度	15	1	7	23
令和 5 年度	3	7	4	14



【介護予防教室】

単位：回

	第 1	第 2	第 3	合計
令和 3 年度	8	3	8	19
令和 4 年度	13	2	7	22
令和 5 年度	16	5	9	30



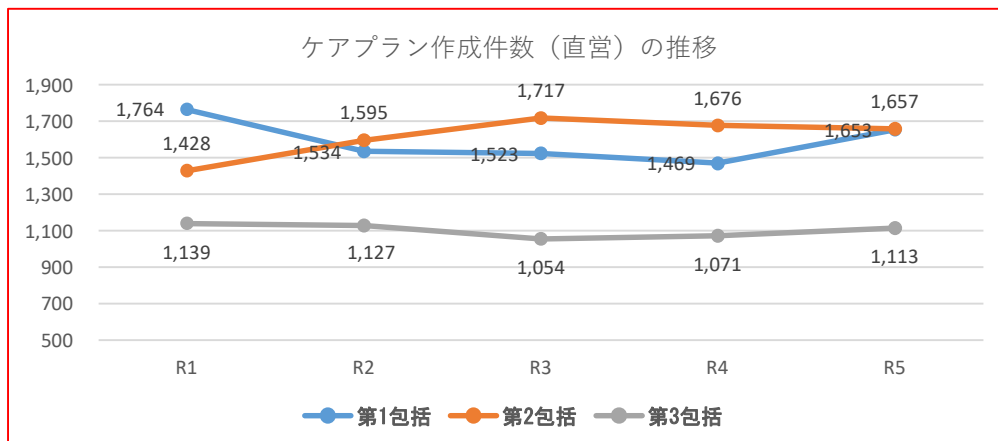
【ケアプラン件数の推移】

単位：件

	区分	R1	R2	R3	R4	R5
第1包括	直営	1,764	1,534	1,523	1,469	1,653
	委託	466	507	499	542	580
	合計	2,230	2,041	2,022	2,011	2,233
第2包括	直営	1,428	1,595	1,717	1,676	1,657
	委託	424	383	313	309	380
	合計	1,852	1,978	2,030	1,985	2,037
第3包括	直営	1,139	1,127	1,054	1,071	1,113
	委託	336	256	210	242	342
	合計	1,475	1,383	1,264	1,313	1,455

【ケアプラン(直営)件数】

	R1	R2	R3	R4	R5
第1包括	1,764	1,534	1,523	1,469	1,653
第2包括	1,428	1,595	1,717	1,676	1,657
第3包括	1,139	1,127	1,054	1,071	1,113
	4,331	4,256	4,294	4,216	4,423



【1人あたりのケアプラン件数(直営分)】

	R1	R2	R3	R4	R5
第1包括	29	25	25	24	27
第2包括	29	33	35	34	34
第3包括	23	23	21	22	23

※定員が適正に採用できた場合の想定

